

# 奈良県立西和養護学校同窓会会則

## ( 総 則 )

第1条 本会は、奈良県立西和養護学校同窓会という。

第2条 本会は、会員相互の連携と親睦、ならびに母校の発展に協力することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、情勢に応じた事業を行う。

第4条 本会は、事務局を奈良県立西和養護学校内におく。

## ( 会 則 )

第5条 本会は、本校の小学部、中学部、高等部のいずれかを卒業、あるいは、高等部を中退して、施設等へ入所した者、およびその保護者（但し、本校在学学生は除く）によって組織する。

## ( 役 員 )

第6条 本会は、下記の役員をおく。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 会 長     | 1 名       |
| 2 副 会 長   | 若 干 名     |
| 3 書 記     | 若 干 名     |
| 4 会 計     | 2 名       |
| 5 会 計 監 査 | 1 名       |
| 6 顧 問     | 1 名 (現校長) |

第7条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、議事を記録し、会の庶務を行なう。
- 4 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 6 顧問は、総会及び役員会に出席し、会の運営に関する諮問・助言する。

第8条 本会の役員の任期は、全ての役員を2年とし、再任をさまたげない。

第9条 退会希望の申し入れがあった者は除名する。また所在が不明になった者については、案内連絡不要とみなす。ただしいずれも返金は行わない。

第10条 本会の定期総会を行わず、事業会計報告、事業計画予算案等は、学校ホームページ上で公表とする。ただし臨時総会は、必要に応じて開く。

## ( 会 計 )

第11条 本会の会計は、会費ならびにその他の収入をもってあてる。

会費は永年5,000円/1人とし、卒業年度2月の口座引き落して徴収する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 本会の会計決算は、会計監査を受け、ホームページ上で報告する。

## ( 慶 弔 )

第14条 本会の慶弔規定は、次の通りとする。

- 1 同窓生本人が死亡の場合は、香料1万円とする。
- 2 火事、地震(全焼、全壊)などの災害時の見舞い、又、同窓生本人に慶事ある時の祝いについては、役員会においてそのつど協議する。

## ( 実 施 )

第15条 本会の会則は、令和3年9月10日からこれを実施する。